

配布物の配架及びポスターなどの掲示について

平成 24 年 3 月 5 日
財団法人大阪市教員会館
専務理事 平沢保人

「財団法人 大阪市教員会館利用細則」及び「財団法人 大阪市教員会館利用遵守事項」各附則第 1 項に基づき配布物の配架及びポスターなどの掲示については、次のとおりとします。

- 1、アネックスパル法円坂において配布物の配架及びポスターなどの掲示ができる団体は次のとおりとします。
 - ① 大阪市等地方公共団体、公益団体、公共会館及びこれらの準ずる団体で、教育研究団体支援室等利用細則第 3 条に準じる団体
 - ② 財団事業講師、大阪市民教育研究所研究員、「習いごと広場」講師及びこれらに準ずる者及びこれらの者の所属する団体で、教育研究団体支援室等利用細則第 3 条に準じる団体
 - ③ 「教育青年団体登録」を行っている団体（常時アネックスパル法円坂を利用している団体）のうち、教育研究団体支援室等利用細則第 3 条に準じる団体
 - ④ その他①から③に準ずると認める団体
- 2、配布物配架及びポスターなどの掲示を求める団体等は、財団事務局開局時間中に配架・掲示を希望する印刷物等を添えて、専務理事または専務理事の定める代理の者（事業係）に申し込んでください。なお、財団事務局は公的な支援のない中、極めて少人数で業務を行っていることをご理解ください。また、財団事業が最優先されるものであることをご理解ください。
- 3、許可された配布物の配架及びポスターなどの掲示の期間及び場所等は財団事務局で優先順位を考え決定しますので、配架・掲示の場所についての希望には添いかねます。また、残部の配布物などについては適時財団事務局で処分しますのでご理解ください。
- 4、アネックスパル法円坂 1 階フロントでは配架・掲示などについて充分わかりかねますので、定型的事の受け答えを除いて、お問い合わせは必ず財団事務局までご連絡ください。
- 8、これらの規定などにそぐわないと財団専務理事または財団事務局が判断した場合は、一方的に配架・掲示をお断りしますのでご理解ください。また、配架、掲示中であってもこのように判断した場合は、配架・掲示を一方的に取りやめますのでご理解ください。